

○厚生労働省令第六十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二ただし書中「、19の3、22の2」を「、19の3、19の4、22の2」に改め、「第十九号の三」の下に「、第十九号の四」を加え、同条第二号中「第三十八条の十二」を「第三十八条の十一」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 令別表第三第二号15の2に掲げる物又は別表第一第十五号の二に掲げる物（以下この号及び第三十

八条の十三において「三酸化ニアンチモン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務

第二十九条第一号及び第二号中「第三十八条の十三第一項第二号」を「第三十八条の十二第一項第二号」に改め、同条第三号中「若しくは第三十八条の十三第一項第三号」を「、第三十八条の十二第一項第三号若しくは第三十八条の十三第三項第一号イ」に改める。

第三十六条第三項中「15」を「15の2」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

三 第三十八条の十三第二項第二号イ及びロに掲げる作業（同条第三項各号に規定する措置を講じた場合に行うものに限る。）

第三十六条の二第三項中「15」を「15の2」に改める。

第三十八条の三中「15」を「15の2」に、「第十五号」を「第十五号の二」に改める。

第三十八条の九及び第三十八条の十を次のように改める。

第三十八条の九 削除

（エチレンオキシド等に係る措置）

第三十八条の十 事業者は、令別表第三第二号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るもの（以下この条において「エチレンオキシド等」という。）を用いて行う滅菌作業に労働者を従事させる場合において、次に定めるところによるときは、第五条の規定にかかわらず、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

一 労働者がその中に立ち入ることができない構造の滅菌器を用いること。

二 滅菌器には、エアレーション（エチレンオキシド等が充填された滅菌器の内部を減圧した後、大気に開放することを繰り返すこと等により、滅菌器の内部のエチレンオキシド等の濃度を減少させることをいう。第四号において同じ。）を行う設備を設けること。

三 滅菌器の内部にエチレンオキシド等を充填する作業を開始する前に、滅菌器の扉等が閉じていることを点検すること。

四 エチレンオキシド等が充填された滅菌器の扉等を開く前に労働者が行うエアレーションの手順を定め、これにより作業を行うこと。

五 滅菌作業を行う屋内作業場については、十分な通気を行うため、全体換気装置の設置その他必要な

措置を講ずること。

第三十八条の十一を削り、第三十八条の十二を第三十八条の十一とし、第三十八条の十三を第三十八条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（三酸化二アンチモン等に係る措置）

第三十八条の十三 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

二 当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、三酸化二アンチモン等の粉じんが発散しないように当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。

2 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の規定にかかわらず、三酸化二アンチモン等のガス、蒸

気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

一 粉状の三酸化二アンチモン等を湿潤な状態にして取り扱わせるとき。

二 次のいずれかに該当する作業に労働者を従事させる場合において、次項に定める措置を講じたとき。

イ 製造炉等に付着した三酸化二アンチモン等のかき落としの作業

ロ 製造炉等からの三酸化二アンチモン等の湯出しの作業

3 事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に定めるところにより、全体換気装置を設け、これを有効に稼働させること。

イ 当該全体換気装置には、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

ロ イの除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハイ及び口の除じん装置を有効に稼働させること。

二 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

三 前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の者（前号に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

4 労働者は、事業者から前項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならぬ。

別表第一中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 三酸化ニアンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化ニアンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第三中五十二の項を五十三の項とし、
（二十五）の項から五十一の項までを一項ずつ繰り下げ、
（二十四）の項の次に次のように加える。

（二十五）	三酸化ニアンチモン（こ）	六月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者
-------	--------------	----	---------------------------

れをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

に対して行う健康診断におけるものに限る。）

二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

三 三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

四 せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該

	業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 五 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査（尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

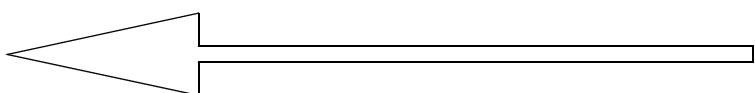
別表第四中四十九の項を五十の項とし、^(二十六)二十六の項から^(四十八)四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、^(二十五)二十五の項の次に次のように加える。

^(二十六)	三酸化ニアンチモン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
------------------	--	--

別表第五中第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 三酸化ニアンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化ニアンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第三号（裏面）を次のように改める。



様式第3号（第41条関係）（裏面）

備考

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通して順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の（報告回数）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 「産業界の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4－アミノジブエニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4－ニトロジブエニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロメチル）エーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	215	削除	240	1・1－ジメチルヒドランジ（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5％を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	217	シアン化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'－ジクロロ－4・4'－ジアミノジブエニルメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2－ジクロロプロパン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファ－ナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名PCB）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4－ジオキサン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2－ジクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3％を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ペンソトリクロリド（これをその重量の0.5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル－2・2－ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2－テトラクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	砒化水素（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	229	ペータープロピオラクトン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレインミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルト－トルイジン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト－フタロジニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	234	メチルメチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンチモン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第二条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「13の2」の下に「、15の2」を、「第十三号の二」の下に「、第十五号の二」を加える。

様式第十号備考2中「都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあつては、」を「都道府県労働局長に提出する場合には、」に改め、同様式備考3中「登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関に提出すること。この場合にあつては、」を「登録講習機関に提出する場合には、」に改める。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第三条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七の十八の項中「第七号」を「第八号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十九年九月一日前に同令別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号15の2又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第十五号の二に掲げる物（以下「三酸化二アンチモン等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しよとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第四条 三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについ

ては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

（床等に関する経過措置）

第五条 三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについて、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第二十一条及び第三十八条の十三第一項第一号の規定は、適用しない。